

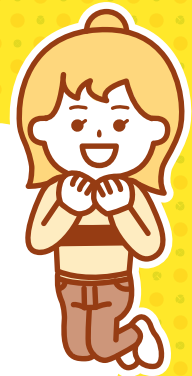
～すべての子どもが豊かな子ども期を過ごせるまちを目指して～



おとなも、
子どもも
みんなで守ろう！
子どもの権利

2022年4月スタート

新潟市 子ども条例



▼ 「新潟市子ども条例」について くわしくはこちら ▼



パソコンはこちら ▶



新潟市子ども条例 | 検索



スマートフォンはこちら ▶





新潟市子ども条例 制定までの流れ

子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)

- 子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約
- 1989年の第44回国連総会において、採択され、1990年に発効。
日本は1994年に批准(同意)しました。

条約の4つの原則

- 生命、生存及び発達に対する権利
- 子どもの最善の利益
- 子どもの意見の尊重
- 差別の禁止

「子どもの権利条約」について詳しくはこちら→
(公財)日本ユニセフ協会ホームページ



なぜ今、新潟市で「子ども条例」を制定するのでしょうか

全ての子どもが豊かな子ども期を過ごすために

2019年に行われた意識調査※では、子どもの権利が尊重されていると回答した子どもは18.7%、子どもの権利を尊重していると回答したおとなは31.0%と、子どもの権利が十分尊重されているとはいえない状況がわかりました。全ての子どもが豊かな子ども期を過ごすためには、子どもが自由に意見を表明でき、これをきちんと受け止めるなど、子どもの権利を尊重する社会をつくっていくことが大切です。

※(公社)セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン「子どもの貧困と子どもの権利に関する全国市民意識調査」

困難な状況にある子どもに適切な支援を

児童虐待相談対応件数は年々増加しています。

また、7人に1人が相対的な貧困状態にあり、中学生の17人に1人が世話をしている家族が「いる」と回答した調査結果もあります。さらに、いじめや子どもが巻き込まれる犯罪も発生しています。これらは子どもの大切な権利が侵害されている事例であり、それぞれに対応した適切な支援が必要です。

**子どもの権利を明確にし、
おとなはこれを守ることを明確化します**

(「新潟市子ども条例」は、議員提案として2021年12月新潟市議会定例会にて成立し、2022年4月より施行)



新潟市子ども条例の 紹介

新潟市子ども条例の目的

「子どもの権利を保障し、すべての子どもが豊かな
子ども期を過ごすことができるまちの実現」

※「子ども」とは原則、18才未満の人のことです

- 子どもにとって大切な権利
- おとなたちの責任や役割

を条例で明らかにして、家庭や学校、地域など、
子どもたちが生活するあらゆる場面で、子ども
の権利が守られるように定めています。



すべての人は生まれながらに一人の人間として尊重される権利をもっています。
そして、すべての子どもは今を豊かに生き、成長発達する、子ども固有の基本的
権利(子どもの権利)をもっています。権利は、子ども一人ひとりの状況に応じて
「当該子どもの最善の利益※」を考えて守られます(第3条)。

※子どもの最善の利益とは…

「個々の子どもの個性や可能性
が認められ、尊重されること」に
加えて、親が支えを得て子育て
に取り組み、子どもと向き合う
ゆとりと自信を回復することが
子どもに利益をもたらすこと、
子どもも親も他者との関係性を
持つことで信頼感や社会性が
育まれることなどと渡辺 顕一郎
氏は述べています。

渡辺 顕一郎
『子ども家庭福祉の基本と実践』
金子書房 2009 99ページ

いつでも
自由に思いや願いを表明し
ありのままに受け止めてもらい
適切に応えてもらう
ことができます

自然、仲間、
地域及び社会との
関わりの中で生きる
ことができます





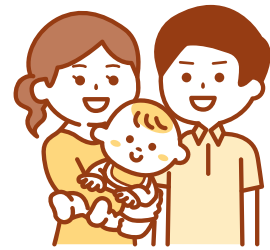
子どもにとって大切な権利

～すべての子どもに「権利」があります～

安心して生きる権利

- いのちが守られ、尊重されます
- 愛情をもって育てられます
- どのような理由があっても差別や偏見を受けません
- いじめ、虐待、体罰、性的搾取などで心や体を傷つけられることがあってはなりません

など



豊かに生き、育つ権利

- 自分に合ったペースで生活できます
- 学び、遊ぶことができます
- 自分の考えや思いを、自分なりに自由に表現することができます
- 文化、芸術、スポーツに親しむことができます

など

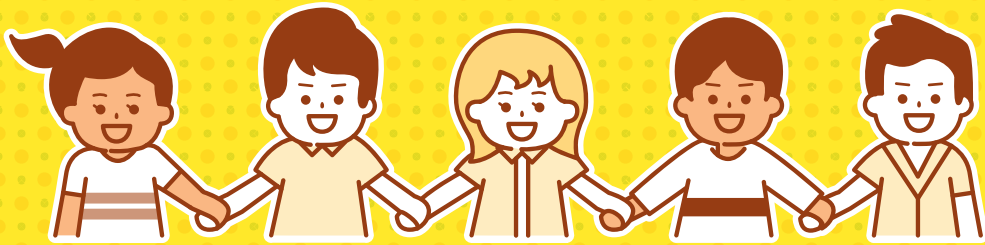


自分らしく生きる権利

- 個人として尊重され、他者との違いが認められます
- 不平等な扱いを受けません
- プライバシーが守られます
- やりたいことに挑戦できます

など

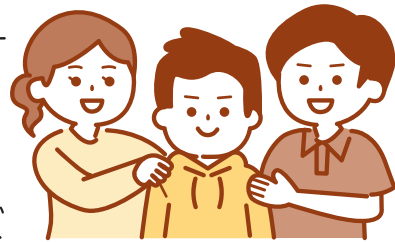




身近なおとなとの受容的な関係をつくる権利

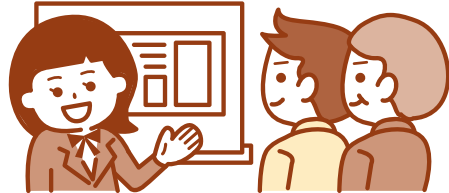
- 自分の思いや願いを自由に表明できます
- 思いや願いをありのままに受け止め、一緒に考え、適切に応えてもらえます

など



社会に参加する権利

- 地域などで、意見が活かされる機会が与えられます
- 参加にあたって、適切な支援を受けることができます



具体例：町内会のイベントや近隣の人たちとの共同作業など

子どもの権利は、あなただけのものではなく、友だちやきょうだいなど、他の人にもあります。他の人への感謝の気持ちや思いやりを大切にしてほしいという思いを、子ども条例では「**道徳の保護に配慮※**」という言葉で表現しています(第7条)。

※一方で、道徳の保護への配慮により、特定の価値観を押し付けることにつながってはならず、子どもの権利行使をためらわせることがあってはなりません。

新潟市子育て応援
キャラクター
ほのわちゃん



**自分の「権利」が
尊重されるのと同じように、
他の人の権利も
尊重しよう!**



考えてみよう！ 「子どもの権利」について

「子どもにとって大切な権利」があることを
知った上で、自分の考えを書いてみよう！

質問1

3・4ページに掲載されている5つの子どもの権利のうち、
自分が大切だと感じたものはどれですか？（複数選択可）

A.

(理由があれば書いてみよう)

質問2

日常生活の中で、自分や周りの人の「子どもの権利」が守られている、
身近に感じると言うことはありますか？

ある ・ ない

(理由があれば書いてみよう)

新潟市子ども条例ミニクイズ

問1 「新潟市子ども条例」は、いつから施行されたでしょうか？

- ①2021年12月 ②2022年2月 ③2022年4月



「子どもの大切な権利」を
守るために、
「おとなの責務」が定められています。
次の7-8ページで確認しよう!

質問3

子どもの権利を守るために、「子ども」「おとな」「新潟市(市役所)」が
それぞれどんなことができるか、また、してほしいか、を考えてみよう

子どもができること(すべきこと)

大人ができると思うこと(してほしいこと)

新潟市(市役所)ができると思うこと(してほしいこと)

新潟市子ども条例ミニクイズ

問2 「新潟市子ども条例」は、全部で何条まであるでしょうか？

- ①20条 ②21条 ③22条

ヒント：
全文について
市ホームページは
こちら→



ミニクイズの解答は10ページ下部へ

おとなの責務 ～責任や役割～

おとなは、子どもの権利を守るため、それぞれの役割を担い、連携して子どもを支えます。



学び・育ちの 施設の関係者

(学校や保育園、幼稚園など)

子どもたちが主体的に学び、育つことができるように支援します。虐待、体罰を絶対行わず、いじめから子どもたちを守ります。



新潟市(市役所)

子どもの権利を尊重し、市の子どもに関わる取組を通じて、その保障に必要な条件整備及び支援を行います。



保護者

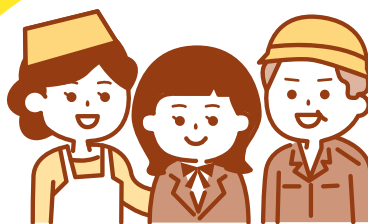
(親や祖父母など)

子育てに責任を持ち、子どもが安心して育つことができるように、子どもの意見を尊重し、一緒に考え、子どもの成長を支えます。



事業者(会社など)

従業員が仕事と子育てを両立できるように支援します。



市民

地域の一員である子どもたちの権利を守り、安全安心な地域をつくります。

おとなになったときはおとなとして「子どもの権利」を守ろう!

新潟市子育て応援
キャラクター
ほのわちゃん

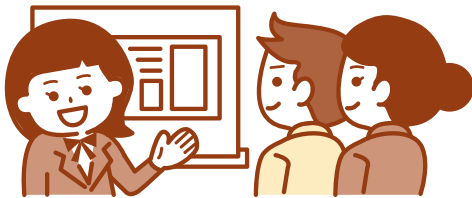


新潟市では こんな取組を行っています

新潟市子ども条例の全文について
市ホームページはこちら→



子どもの意見を取り入れ、
子どもの意見を大切にします。



色々な立場のおとなが連携・
協力して子どものために
対応します。

学校以外にも
なんでも話を
聞いてくれる
おとながいます。

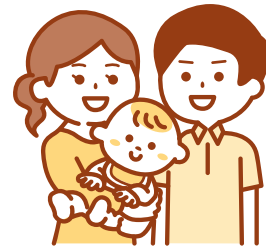
相談の内容や
秘密は守られます。
気軽にご相談
ください!



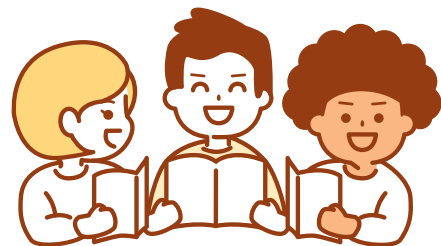
子ども条例をすべての子育て
に関わる政策や計画の根
本として、すべての子ども
が豊かな子ども期を過ごせ
るよう取り組んでいます。



妊娠、出産から子育てまで
切れ目ない支援に取り組み、
家族が安心して暮らせるよう、
子育て家庭を支えます。



子ども条例を、より多くの市民や
事業者等に伝えるため、広報
等に取り組んでいます。



困っていることはありませんか？



自由に意見を言えない

- 「子どもだから」と意見を聞いてもらえない
- おとなに対して意見を言うと一方的に反対される
- おとなの意見を押し付けられる

など



プライバシーが守られていない

- 許可なくインターネット上に自分の画像を載せられる
- 個人情報をインターネット上に書き込まれる

など



いじめられる

- 暴力を受けたり、お金を要求されたりする
- 日々の生活やSNSでグループから無視されたり、悪口を書かれたりする

など



自分のやりたいことができない

- おとなの代わりに家事(買い物・料理・掃除・洗濯など)をして勉強の時間が取れない
- おとなの代わりに幼いきょうだいや家族の世話などを日常的にしている、負担が重く自分の好きなこと、やりたいことができない

など



保護者などから暴力や暴言を受けている

- 殴る、蹴るなど身体を傷つけられる
- いつも怒鳴られたり、無視されたりしている
- 体罰を受けている

など

学校や家のこと、友だちや自分のことで困ったときは、
ひとりで悩まずに相談してください

● 虐待、非行、いじめなどについて

新潟市児童相談所

025-230-7777

相談できる時間：
月～金曜／8:30～17:30
休・祝日、年末年始を除く

※緊急の児童虐待相談は休日・夜間でも受付しています

児童相談所フリーダイヤル

いち はや く

虐待対応ダイヤル

189

相談専用ダイヤル

いち はや く おな や みを
0120-189-783

※緊急の児童虐待相談は休日・夜間でも受付しています

※命の危機が迫っている場合は、お近くの警察署または110番通報を!

※一部のIP電話からはつながりません

● 人権について(虐待、いじめなど)

新潟地方法務局 子どもの人権110番(フリーダイヤル)

0120-007-110

相談できる時間：
月～金曜／8:30～17:15
休・祝日、年末年始を除く

● いじめについて

新潟市教育相談センター いじめSOS(電話相談専用)

025-222-0110

相談できる時間：
月～金曜／9:00～17:00
休・祝日、年末年始を除く

相談の内容が、あなたの許可なく
周りの人に知られることはありません

その他、相談できる場所があります
詳しくは市ホームページをご覧ください→



新潟市子ども条例ミニクイズ解答

問1 ③2022年4月

議員提案として2021年12月議会にて成立し、
2022年4月に施行されました

問2 ③22条

「子どもの権利」や「おとなの責務」を明らかにするとともに、子どもに関する施策の基本となる事項等を定めることにより、子どもの権利を保障し、すべての子どもが豊かな子ども期を過ごすことができるまちの実現に寄与することを明記しています。

~SDGsでも子どもの権利についての目標が掲げられています~

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



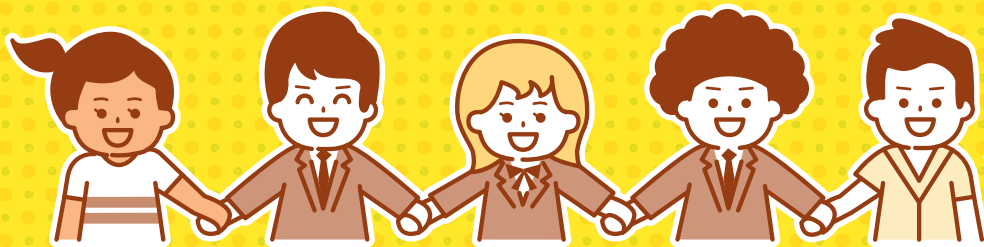
子どもの権利に関する項目がたくさんあります



SDGs

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標

SDGsに関する市のホームページはこちら→



新潟市
子ども条例について
よくわかったかな？
これからも一緒に
考えていこう！

発行・新潟市子ども条例についての問い合わせ

新潟市こども未来部 こども政策課

〒951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1(市役所本館1階)

TEL:025-226-1193 FAX:025-224-3330



新潟市子育て応援
キャラクター
ほのわちゃん